

議案第80号

久喜市土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

久喜市土地区画整理事業施行規程(平成22年久喜市条例第208号)の一部を次のように改正する。

第3条中「字砂畑及び字伊坂の各一部」を「字砂畑の各一部、久喜市栗橋中央1丁目の一部」に、「字古堤及び字切戸崎」を「字古堤、字切戸崎及び字堤根」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の施行地区に含まれる地域の名称について、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。